

令和6年度補正事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援) における補助対象車輪脱落予兆検知装置に関する選定要領

1. 目的

この選定要領は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(昭和55年9月12日自保第151号)別表 補助対象事業者等「自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)」に掲げるもののうち、「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」における、補助対象となる後付けの車輪脱落予兆検知装置(以下「補助対象装置」という。)を国土交通大臣が選定するための要件及びその他必要な手続きを定めることを目的とする。

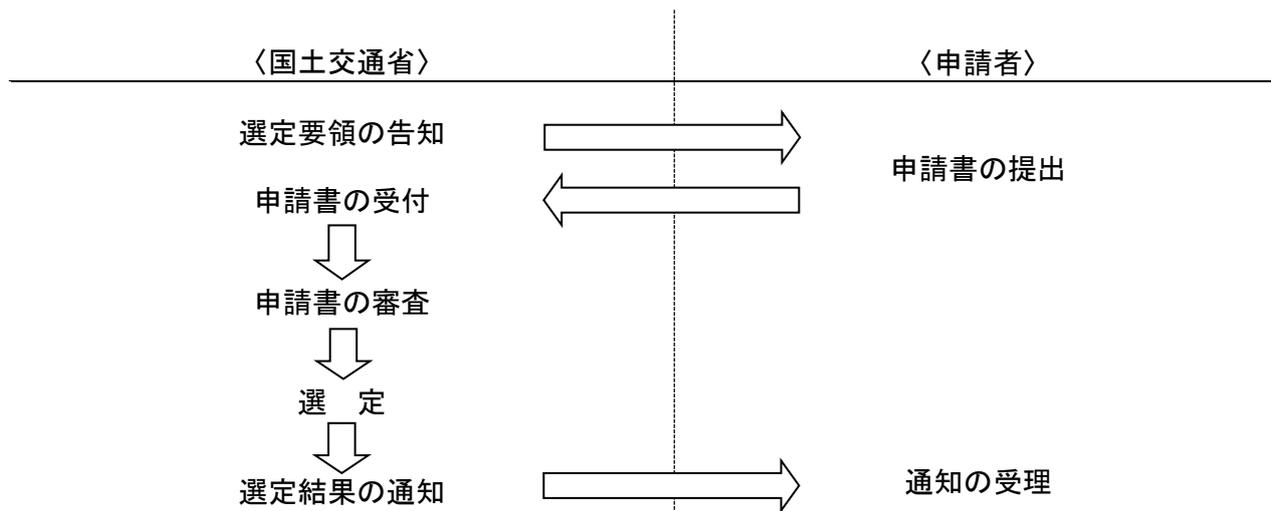
2. 申請者の要件

申請者は、別添「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)の補助対象装置の選定基準について」(以下「選定基準」という。)に適合する後付けの車輪脱落予兆検知装置の提供を業とする者とする。

3. 補助対象装置の要件

補助対象装置は、選定基準に適合する車輪脱落予兆検知装置であって、申請時点において既に提供され、申請後5年間は継続して使用できる条件が整っているものであり、なおかつ申請年度内において提供の中止が予定されていないものとする。但し、申請以降に提供が予定されている装置であっても、当該装置が申請の時点において既に提供されている装置の基本性能を有している場合は選定基準の対象とする。なお選定に際し、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

4. 告知



5. 申請方法

申請者は、申請期間内に申請に必要な書類を郵送又は直接持ち込み、若しくは電子メールにより、「8. 申請先」に申請する。（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

6. 申請期間

令和7年2月18日（火）10時から令和7年3月18日（火）17時まで 当日消印有効
なお、申請に必要な書類を国土交通省へ直接持ち込む場合の受付時間は、平日の10時から17時までの間とする。（ただし、12時から13時の間を除く。）

7. 申請に必要な書類及び提出部数

- (1) 後付け車輪脱落予兆検知装置選定申請書（様式1）
- (2) 申請装置の概要（様式2）
- (3) 申請装置の提供実績（様式3）
- (4) 選定基準に係る自己チェック表（様式4）
- (5) 各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載する。また、根拠となる部分をマーカー等で強調し、該当頁に付箋を付すこと。）
- (6) 申請装置の概要（パンフレット可）
- (7) 申請装置の製造及び提供に携わる者の一覧表（例：ソフトウェア製造者一覧表、部品製造者一覧表等）。
様式2及び様式3は、当該装置の製造等に係る全ての者を含めて詳細に記載する。
- (8) その他（必要時のみ）

8. 申請先

《郵送又は持ち込み》

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階
国土交通省物流・自動車局自動車整備課整備班あて

※申請に必要な書類は封筒に入れ、宛名面に「後付け車輪脱落予兆検知装置選定申請書在中」と明

記。

《電子メール》

hqt-sbk_ss01@gxb.mlit.go.jp あて送信すること。

※件名は「後付け車輪脱落予兆検知装置選定申請」とし、添付ファイルが20MBを超える場合は複数に分けて送信をすること。なおその場合は1/2、2/2等、送信数量が分かるよう記載すること。

9. 申請に関する問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局自動車整備課 担当：杉本、坂本

電話03-5253-8111（内線42413）

※受付時間：平日の10時～17時（ただし、12時から13時の間を除く）

10. 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書の記載内容等は、国土交通省が認めた場合を除き、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、申請書類の返却は行わない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者が申請した申請書類又は虚偽の記載をした申請書類は、無効とする。
- (3) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 必要に応じて、国土交通省から追加資料の提出や説明を求めることがある。

11. 申請書類の審査

国土交通省は、申請書類をもとに、申請された装置が選定基準に定める要件に適合しているかを審査し、補助対象装置を選定する。その際、必要に応じ申請する装置の現品の主たる部分の提示やデモンストレーションの実施を求める場合がある。

12. 選定結果の通知

国土交通省は、選定結果を「選定結果通知書」（様式5）により申請者へ通知する。

13. 選定結果に係るホームページへの掲載

選定した補助対象装置は、以下の項目を国土交通省のホームページに掲載する。

- (1) 補助対象装置の名称（型式）
- (2) 補助対象装置の概要
- (3) 補助対象装置の提供を業とする者の氏名又は名称及び電話番号
- (4) 補助対象装置の概要が掲載されたホームページのURL
- (5) その他特記事項

但し、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことがある。

14. 選定結果の有効期間

補助対象装置の選定結果の有効期間は、令和7年度の末日までとする。

但し、補助対象装置の仕様変更等により選定基準に定める要件に適合しなくなった場合は、有効期間の途中であっても補助対象装置の選定を取り消すことがある。

15. 仕様変更の申請

選定された補助対象装置の仕様を変更（軽微な仕様変更を除く）しようとするときは、選定を受けた者は速やかに仕様変更申請書（様式6）を「8. 申請先」に申請し、その承認を受けなければならない。その際、必要に応じ、選定を受けた者に対し仕様変更申請対象となる装置の現品の主たる部分の提示及びデモンストレーション等の実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果については、「仕様変更に対する通知書」（様式7）により申請者へ通知する。なお、選定を受けた者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。また、仕様変更の申請を行わず補助対象装置の仕様を変更した場合は、選定結果を取り消すことがある。

16. 軽微な仕様変更の届出

軽微な仕様変更とは、選定基準の適否に係る変更以外の変更であって、補助対象装置の性能等に影響を与えない変更をいう。この変更の際には、速やかに仕様変更届出書（様式8）により「8. 申請先」に届け出なければならない。

17. 選定廃止の届出

選定を受けた者は、補助対象装置の提供を終了する等の理由により、補助対象装置の選定廃止を行おうとするときは、速やかに「選定廃止届出書」（様式9）を「8. 申請先」に届け出なければならない。

国土交通省は、「選定廃止届出書」を受理後、速やかに選定廃止の対象となる装置を国土交通省のホームページから削除する。

18. 選定の取消し

国土交通省は、虚偽の申請、誇大広告、又は選定結果の不正使用等の行為を確認した場合は、補助対象装置の選定を取り消すことがある。また、補助対象装置の選定を取り消したその旨を速やかに選定を受けた者に通知する。

19. 要領の改訂

本要領等は必要に応じ改訂を行うことがある。改訂を行った場合には、速やかに国土交通省のホームページに掲載する。

附則

本要領は、令和7年2月12日より適用する。

事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援） の補助対象装置の選定基準について

国土交通大臣が選定する補助対象装置の機能要件は、次のとおりとする。

後付け車輪脱落予兆検知装置選定基準

1. 適用範囲

本要件は、車輪脱落事故を防止することを目的として、自動車に備えられた車輪脱落予兆検知装置（以下「装置」という。）に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、少なくとも自動車の走行中（30km/h以上）において作動するものであること。
- (2) 装置は、運転者による当該装置の作動・非作動を選択できる手段を有してもよい。その場合、装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものであること。

3. 機能要件

- (1) 装置は、車輪脱落の予兆として、車輪に取り付けられたホイール・ナットに緩みがあった際、車輪の脱落に至らぬよう余裕を持たせて当該緩みを検知するものであること。
- (2) 装置は、自動車の後輪又は全ての車輪において車輪脱落の予兆を検知するものであること。
- (3) 情報提供は、警報以外の情報を視覚的又は聴覚的に運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
- (4) 警報は、車輪脱落の予兆を検知した際に視覚的及び聴覚的に運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
- (5) 警報のみを非作動とする手段を有する装置においては、警報のみを非作動とした後に車輪脱落の予兆が検知された場合は、少なくとも視覚的又は聴覚的いずれかの警報が自動的に作動するものであること。
- (6) 装置は、誤った情報提供及び警報を最小限に抑えなければならない。
- (7) 装置は、通常使用が想定される状況下において、耐熱性、耐水性、耐衝撃性などの十分な耐久性を有するものであること。
- (8) 装置は、品質が保証され、保証期間が定められているものであること。

4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置の作動・非作動
- (2) 装置の故障状態

5. 告知

次に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう視覚的又は聴覚的に運転者に告知するものであること。

- (1) 装置が故障により作動しない場合
- (2) 装置の作動中、運転者の意思によらず装置が非作動状態となった場合

6. 取付け

装置は、脱着が容易なものであること（通常使用過程において脱着を予定していない場合を除く。）。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(4)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 警報報知時の取り扱い
- (4) 装置の機能限界
- (5) その他使用上の注意

(様式1)

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所
氏名又は名称

後付け車輪脱落予兆検知装置選定申請

後付け車輪脱落予兆検知装置の選定を受けたく、「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援における補助対象装置に関する選定要領」の記載事項に同意の上、下記の通り、関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請者について

申請者の 氏名又は名称	(フリガナ)	
住所	〒	
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 会社概要パンフレットを添付すること。

2. 申請装置について

申請装置の名称	
装置の製作者名 <small>※申請者と異なる場合に記載</small>	
型式	
提供開始日	年 月 日
添付書類 (○をつける)	() 1. 申請書 (様式1) ※本紙 () 2. 申請装置の概要 (様式2) () 3. 申請装置の導入費用及び提供実績 (様式3) () 4. 自己チェック表 (様式4) () 5. 根拠資料 (様式自由) () 6. 申請装置のパンフレット (様式自由) () 7. その他 (必要時のみ)

(様式2)

申請装置の概要

装置の名称	
型式	
装置の概要が掲載された ホームページのURL又は書 面	

1. 装置の概要（装置の構成・使用方法等）

--

- 注 1. 装置の構成については、装置本体及び装置を設置・運用するために必要な周辺機器とその周辺機器の補助対象の該当性を記載すること。なお、対象車両（車両形状や車軸数等）により構成が異なる場合には、それぞれの対象車両ごとに記載すること。
2. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
3. 装置の取付説明書や取扱説明書、カタログがある場合添付してもよい。
4. ホームページのURL は、国土交通省のホームページに掲載してもよいものを記載すること。
5. 当該装置を使用するにあたっては、道路運送車両法のほか各種法令に違反するものでないこと。

(様式3)

申請装置の提供実績

装置の名称			
提供実績			
提供開始時期		件数	

注 . 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式4)

選定基準に係る自己チェック表

後付け車輪脱落予兆検知装置			
事 項	適否	詳細	根拠資料
2. (1) 装置は、少なくとも自動車の走行中 (30km/h 以上) において作動するものであること。			
2. (2) 装置は、運転者による当該装置の作動・非作動を選択できる手段を有してもよい。その場合、装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものであること。			
3. (1) 装置は、車輪脱落の予兆として、車輪に取り付けられたホイール・ナットに緩みがあった際、車輪の脱落に至らぬよう余裕を持たせて当該緩みを検知するものであること。			
3. (2) 装置は、自動車の後輪又は全ての車輪において車輪脱落の予兆を検知するものであること。			
3. (3) 情報提供は、警報以外の情報を視覚的又は聴覚的に運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。			
3. (4) 警報は、車輪脱落の予兆を検知した際に視覚的及び聴覚的に運転者に報知し、			

<p>運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。</p>			
<p>3. (5) 警報のみを非作動とする手段を有する装置においては、警報のみを非作動とした後に車輪脱落の予兆が検知された場合は、少なくとも視覚的又は聴覚的いずれかの警報が自動的に作動するものであること。</p>			
<p>3. (6) 装置は、誤った情報提供及び警報を最小限に抑えなければならない。</p>			
<p>3. (7) 装置は、通常使用が想定される状況下において、耐熱性、耐水性、耐衝撃性などの十分な耐久性を有するものであること。</p>			
<p>3. (8) 装置は、品質が保証され、保証期間が定められているものであること。</p>			
<p>4. 装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。</p> <p>(1) 装置の作動・非作動</p> <p>(2) 装置の故障状態</p>			
<p>5. 次に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう視覚的又は聴覚的に運転者に告知するものであること。</p> <p>(1) 装置が故障により作動しない場合</p> <p>(2) 装置の作動中、運転者の意思によらず装置が非作動状態となった場合</p>			

<p>6. 装置は、脱着が容易なものであること（通常使用過程において脱着を予定していない場合を除く。）。</p>			
<p>7. 以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(4)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。</p> <p>(1) 装置が作動する場合及び作動しない場合</p> <p>(2) 装置の発する音、表示及びその意味</p> <p>(3) 警報報知時の取り扱い</p> <p>(4) 装置の機能限界</p> <p>(5) その他使用上の注意</p>			

(様式5)

年 月 日

殿

国土交通大臣

選定結果通知書

貴殿から 年 月 日付で申請のあった後付け車輪脱落予兆検知装置について、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

記

1. 装置名称 :

2. 型式 :

3. 選定結果 : 適 / 否

4. 特記事項 :

以上

(様式6)

年 月 日

仕様変更申請書

国土交通大臣 殿

住所
氏名又は名称

選定された後付け車輪脱落予兆検知装置の仕様変更について、下記の通り申請します。

記

装置名称		
型式		
仕様変更の内容及び理由		
仕様変更の時期		
性能等への影響の有無		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式7)

年 月 日

殿

国土交通大臣

仕様変更に対する通知書

貴殿から 年 月 日付で申請のあった仕様変更について、審査した結果、下記の通り
通知します。

記

1. 装置名称:

2. 型式:

3. 選定結果: 適 / 否

4. 特記事項:

以上

(様式8)

年 月 日

仕様変更届出書

国土交通大臣 殿

住所
氏名又は名称

選定された後付け車輪脱落予兆検知装置の仕様変更について、下記の通り届出します。

記

装置名称		
型式		
仕様変更の内容及び理由		
仕様変更の時期		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式9)

年 月 日

選定廃止届出書

国土交通大臣 殿

住所
氏名又は名称

選定された後付け車輪脱落予兆検知装置の選定廃止について、下記の通り届出します。

記

装置名称		
型式		
廃止時期		
廃止理由		
連絡先	担当者名	
	所属・役職	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。